

国民年金

一 納めて安心 国民年金 一

『いい老後』にちなんだ、毎年11月6日から12日までの1週間は年金週間です。この機会に改めて公的年金の大切さを考えてみたいと思います。公的年金は、国が責任を持って運営し、社会全体で老後の所得を保証する制度です。終身年金といわれるように、公的年金は老後生活を実質的に支えることを目的としているので、どんなに長生きしても終身にわたり受給できるのです。また、物価スライドにより、一生涯、物価の伸びに応じて年金額が改善されていきます。このような公的年金の安心感は、年金を受給して初めて実感できるのかも知れません。



11月は国民年金制度推進月間です

明日のあなたを考えると・・・年金はあなたが主人公

ません。

核家族化や若者の都市集中、生活のサラリーマン化が進みました。また、平均寿命が大幅に伸張し、老後生活が長期化しました。このため、子どもによる私的扶養や限りある個人貯蓄だけに頼って、老後生活を送ることは難しくなっています。

今日では高齢者世帯の収入のうち、約6割が公的年金です。また、公的年金だけが収入の全てという世帯も多く、高齢者世帯の半数にものぼっています。このように、今日の我々の生活において、公的年金が無い生活というのは考えられなくなっており、公的年金の比率は今後もますます高まるでしょう。

公的年金を自分自身の老後の問題として認識し、将来、無年金者などとならないよう、年金を大切なものとして考えていきましょう。

年金を受けている皆さんへ

年金を受けていくうえで、いくつか大切な通知等があります。その中で、年に一度だけ送付される代表的

なものに『年金受給権者現況届』と『年金振込通知書』があります。

●誕生月がきたら

『現況届』は年に一回誕生月に出したく届で、あなたが引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するための大切な届けです。送付されてくる届け出用紙に住所・氏名など必要事項を記入し、必ず誕生月の末日までに社会保険業務センターに到着するように提出してください。（一部の障害基礎年金、遺族基礎年金は7月末が提出期限になっています。）提出が遅れたり提出さ

れなかったときは、年金の支払いが一時止まりますのでご注意ください。

●6月になったら

年金の支払いは年六回、偶数月（6月・8月・10月・12月・2月・4月）に二ヶ月分ずつ支払われますが、『年金振込通知書』は今後の支払予定をまとめてお知らせします。ただし、年金の支払額や支払金融機関に変更があった場合は、その都度年金振込通知書が送付されます。今後の支払額が記載されている通知書ですので大切に保管しておきましょう。

年金相談のご案内

第21回富士見町生活展の中で年金相談を行います。年金について分からないことがありましたら、お気軽にお出かけください。

日時 平成15年11月30日(日)
午前10時～午後1時

場所 町民センター
相談員 社会保険事務所係官

国民年金についてのご相談は

住民課国保年金係まで

☎ 62・9111

(有) 9111

国民年金受給権者現況届	
下記の事項を必ず記入し、提出してください。	
1. 年金証書の基礎年金番号・年金コード	
2. 生年月日	
受給権者 氏名	
住所 〒	
電話番号 () - () - ()	
私は、引き続き年金を受ける権利を有しており、この届書に記載した内容は事実と相違ないことを申し立てます。	
代表者 氏名	受給権者との関係
代表者 氏名	住所
代表者 氏名	電話番号 () - () - ()